

肝がん・重度肝硬変医療費助成事業 ～岡山県での利用状況～

令和7年3月6日（木）

令和6年度 岡山県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の制度検討会

岡山県保健医療部疾病感染症対策課 渡邊 泰羽



本日の内容

- 01 第3次岡山県肝炎対策計画における目標等について
- 02 肝がん・重度肝硬変医療費助成について
- 03 岡山県における制度利用状況
- 04 窓口における提出書類の確認ポイントについて

第3次岡山県肝炎対策計画における目標等について

計画策定の趣旨

全国的にC型肝炎患者数は減少傾向にあるものの、全体のB型肝炎患者数は増加傾向にあり、岡山県においても同様の傾向があるため、あらゆる関係機関が連携して、肝炎対策を推進することが必要である。そのため、「第3次岡山県肝炎対策計画」を策定し、肝炎患者等が早期に診断され、適切な肝炎医療を受けられる社会を構築することを目的としている。

目標の設定

計画では、肝炎総合対策を推進することにより、肝硬変又は肝がんへの移行者を減少させ、令和8年までに肝がんの死亡者数を395人以下にすることを目標とし、あわせて目標のために個別目標を設定している。

全体目標：肝がん死亡者数 431人（令和2年）→395人以下（令和8年）

肝がん・重度肝硬変研究治療医療費助成について

B型・C型肝炎ウイルスを原因とする肝がん・重度肝硬変と診断された方に対し、入院医療費及び通院医療費等の助成を行う。

主な助成要件

事業の見直しにより、令和6年4月から助成要件が緩和された。

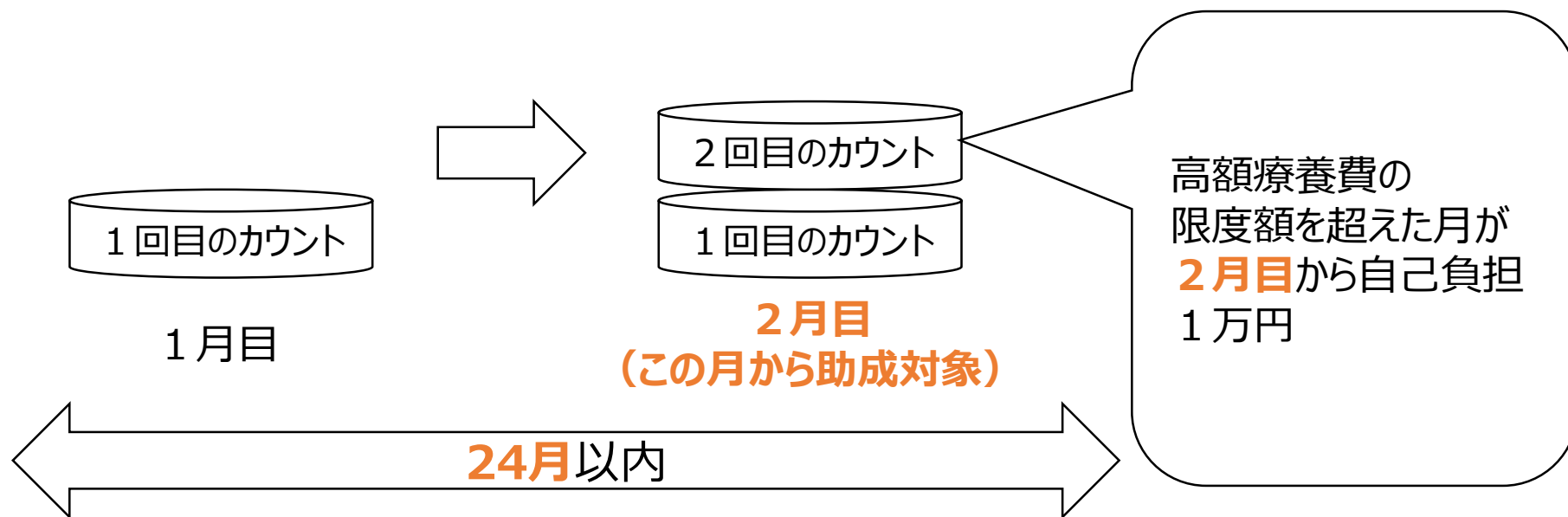
※対象月数の要件緩和等

- 岡山県内在住
- 診断がB型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変
- 年収約370万円以下
- 肝がん・重度肝硬変の入院又は肝がんの通院治療に係る医療費について、高額療養費算定基準額を超えた月が助成月を含め過去**2年間**で**2月**以上該当
- 肝がん・重度肝硬変の入院又は肝がんの通院治療中

肝がん・重度肝硬変研究治療医療費助成について

助成要件の緩和について

肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療に係る医療費について、高額療養費算定基準額を超えた月が助成月を含め過去 **2年間で2月以上** あること。※入院・通院の組み合わせは問わない



※対象となる月数は連続していなくても可。

岡山県における制度利用状況

○肝がん・重度肝硬変入院医療費助成 新規及び更新申請件数

	新規 申請件数				更新 申請件数				申請内訳						
	計	岡山市	倉敷市	県分	計	岡山市	倉敷市	県分	計	B型			C型		
										肝がん	重度肝硬変	併発	肝がん	重度肝硬変	併発
令和元年度	14	1	8	5	-	-	-	-	14	5	0	0	4	2	3
令和2年度	8	2	0	6	2	1	0	1	10	4	2	0	3	0	1
令和3年度	33	13	9	11	0	0	0	0	33	14	1	2	13	3	0
令和4年度	13	4	3	6	15	6	5	4	28	13	0	1	13	1	0
令和5年度	27	9	6	12	15	3	3	9	42	18	1	5	16	2	0
令和6年度 (令和6年9月末時点)	23	5	2	16	11	5	4	2	34	8	2	3	19	1	1

窓口における提出書類の確認ポイントについて

1.対象者

B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の入院医療及び通院医療を必要とする方で、次の項目にすべて該当し、県に申請を行い認定を受けた方。

- 1 岡山県内に住所を有すること
- 2 各医療保険に加入していること
- 3 下表の年齢区分に応じて、それぞれの下表の階層区分に該当すること

年齢区分	階層区分
70歳未満	医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。）が行う限度額適用認定又は限度額適用・標準負担額減額認定の所得額の適用区分がエ又はオに該当する者
70歳～74歳	医療保険における一部負担金の割合が2割とされている者
75歳以上※	後期高齢者医療制度において一部負担金の割合が1割又は2割とされている者

※65歳以上75歳未満で後期高齢者医療保険に加入している方も含む

窓口における提出書類の確認ポイントについて

3.交付申請

【共通】

	新規	更新	転入
参加者交付申請書（様式第6号）	○	○	○
臨床調査個人票（様式第7号）	○		
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票（様式第13号）の写し	○	○	
同意書（国民健康保険加入者のみ）	○		○
自己負担上限管理票（岡山県肝炎治療特別促進事業実施要領様式第6号、核酸アナログ製剤により肝炎治療受給者証を交付された者のみ）	○	○	○
既に交付された肝がん・重度肝硬変治療事業参加者証の写し		○	
他都道府県で交付された肝がん・重度肝硬変治療事業参加者証			○

【確認箇所】

- ・ 指定医療機関の医師が記名押印しているか
- ・ 同意書欄に記名があるか

※概ね3か月以内に発行されたものか要確認

窓口における提出書類の確認ポイントについて

3. 交付申請

【年齢・保険種別ごとの添付書類（新規・転入申請時）】

70歳未満	70歳以上75歳未満	75歳以上
<ul style="list-style-type: none"> ・資格情報のお知らせ又は資格確認書若しくはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」 ・申請者本人の住民票 	<p>(所得区分が一般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格情報のお知らせ又は資格確認書若しくはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」 ・申請者本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 ・申請者及び世帯全員の住民票 <p>(所得区分が「低所得Ⅰ」「低所得Ⅱ」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格情報のお知らせ又は資格確認書若しくはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」 ・申請者本人の住民票 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格情報のお知らせ又は資格確認書若しくはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」 ・申請者本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 ・申請者及び世帯全員の住民票 <p>(所得区分が「低所得Ⅰ」「低所得Ⅱ」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格情報のお知らせ又は資格確認書若しくはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」 ・申請者本人の住民票

窓口における提出書類の確認ポイントについて

3. 交付申請

【年齢・保険種別ごとの添付書類】

(1) 70歳未満の方

(2) 75歳以上の方

適用区分	被用者保険加入者	市町村国民健康保険加入者	国民健康保険組合加入者
エ	<ul style="list-style-type: none"> 資格情報のお知らせ又は資格確認書若しくはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」 申請者本人の住民票の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 資格情報のお知らせ又は資格確認書若しくはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」 申請者本人の住民票の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 資格情報のお知らせ又は資格確認書若しくはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」 申請者本人の住民票の写し 申請者本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類
オ	<ul style="list-style-type: none"> 資格情報のお知らせ又は資格確認書若しくはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」 申請者本人の住民票の写し 被保険者の住民税非課税証明書類 		

適用区分	後期高齢者医療保険加入者
一般	<ul style="list-style-type: none"> 資格情報のお知らせ又は資格確認書若しくはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」 申請者本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 申請者本人の住民票の写し
低所得Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> 資格情報のお知らせ又は資格確認書若しくはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」
低所得Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> 申請者本人の住民票の写し

窓口における提出書類の確認ポイントについて

3.交付申請

【年齢・保険種別ごとの添付書類】

(3) 70歳以上75歳未満の方

適用区分	被用者保険加入者	市町村国民健康保険加入者	国民健康保険組合加入者
一般	<ul style="list-style-type: none"> ・資格情報のお知らせ又は資格確認書若しくはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」 ・申請者本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 ・申請者本人の住民票の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格情報のお知らせ又は資格確認書若しくはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」 ・申請者本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 ・申請者本人の住民票の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格情報のお知らせ又は資格確認書若しくはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」 ・申請者本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 ・申請者本人及び世帯全員の住民票の写し
低所得Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・資格情報のお知らせ又は資格確認書若しくはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」 ・被保険者の住民税非課税証明書類 ・申請者本人の住民票の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格情報のお知らせ又は資格確認書若しくはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」 ・申請者本人の住民票の写し 	
低所得Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・資格情報のお知らせ又は資格確認書若しくはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」 ・被保険者及び被扶養者の住民税非課税証明書類 ・申請者本人及び世帯全員の住民票の写し 		

窓口における提出書類の確認ポイントについて

4.償還払い請求

【必要書類】

- ・請求書（様式第14号）
- ・資格情報のお知らせ又は資格確認書若しくはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」
- ・参加者証の写し
- ・医療記録票（様式第13号）の写し
- ・領収書、診療明細書及び調剤明細書
- ・肝炎治療自己負担上限管理表
（核酸アナログ製剤による肝炎治療受給者証を交付された者のみ）

【確認事項】

- ・請求書と振込口座名義人は同一人物であるか
- ・口座番号は7桁の数字が記載されているか
- ・医療記録票中のB欄において、「○」、「△」及び「▲」の記号がはいっている月が、助成を受けようとする月の前月以前の23月のうち、1月以上あるか
- ・当該月において受診した全ての指定医療機関及び保険薬局が発行した領収書、診療明細書及び調剤明細書が添付されているか

5.その他

【申請者への説明事項】

- 参加者証の有効期限は申請日の属する月の1日からなるため、申請日の属する月以前の対象医療は助成の対象外となる
- 参加者証の有効期限は原則1年間であること
- 参加者証は認定協議会の審査を経て、県疾病感染症対策課から直接交付される
※認定協議会は肝炎治療受給者証と同様に3週間に1回金曜日を開催するため、書類の受付から手元に届くまでに少なくとも1か月程度を要する
- 償還払いの振込時期については、大体、請求受付月の1か月後の月末頃となるが、請求書に不備があった場合は、これより遅れることもある

窓口における提出書類の確認ポイントについて

5.その他

岡山県肝がん・重度肝硬変
治療研究促進事業
指定医療機関数：

32機関

(R6. 4.1現在)

種類	名称	電話番号	所在地
病院	岡山赤十字病院	086-222-8811	岡山市北区青江二丁目1-1
病院	岡山市立市民病院	086-737-3000	岡山市北区北長瀬表町三丁目20-1
病院	社会医療法人 光生病院	086-222-6806	岡山市北区厚生町3丁目8-35
病院	岡山済生会総合病院	086-252-2211	岡山市北区国体町2-25
病院	岡山大学病院	086-223-7151	岡山市北区鹿田町2-5-1
病院	独立行政法人国立病院機構岡山医療センター	086-294-9911	岡山市北区田益1711-1
病院	川崎医科大学総合医療センター	086-225-2111	岡山市北区中山下二丁目6-1
病院	総合病院 岡山協立病院	086-272-2121	岡山市中区赤坂本町8-10
病院	社会医療法人 岡村一心堂病院	086-942-9919	岡山市東区西大寺南2丁目1-7
病院	セントラルシティ病院	086-264-3111	岡山市南区築港栄町19-30
病院	重井医学研究所附属病院	086-282-5311	岡山市南区山田2117
病院	医療法人明芳会 佐藤病院	086-263-6622	岡山市南区築港栄町2-13
病院	独立行政法人労働者健康安全機構 岡山労災病院	086-262-0131	岡山市南区築港緑町1-10-25
病院	倉敷シティ病院	086-472-7111	倉敷市児島阿津2丁目7-53
病院	倉敷市立市民病院	086-472-8111	倉敷市児島駅前二丁目39
病院	医療法人社団五聖会 児島聖康病院	086-472-7557	倉敷市児島下の町10-374
病院	医療法人天和会 松田病院	086-422-3550	倉敷市鶴形一丁目3-10
病院	医療法人誠和会 倉敷記念病院	086-465-0011	倉敷市中島831
病院	倉敷成人病センター	086-422-2111	倉敷市白楽町250
病院	川崎医科大学附属病院	086-462-1111	倉敷市松島577
病院	水島中央病院	086-444-3311	倉敷市水島青葉町4-5
病院	水島協同病院	086-444-3211	倉敷市水島南春日町1-1
病院	(公財)大原記念倉敷中央医療機構 倉敷中央病院	086-422-0210	倉敷市美和1丁目1-1
病院	医療法人慈恵会 薬師寺慈恵病院	0866-92-0146	総社市総社1-17-25
病院	高梁市国民健康保険成羽病院	0866-42-3111	高梁市成羽町下原301
病院	高梁中央病院	0866-22-3636	高梁市南町53
病院	津山中央病院	0868-21-8111	津山市川崎1756
病院	医療法人東浩会 石川病院	0868-26-2188	津山市川崎554-5
病院	医療法人和風会 中島病院	0868-22-8251	津山市田町122
病院	草加病院	0869-64-3811	備前市西片上1122
病院	医療法人三水会 田尻病院	0868-72-0380	美作市明見550-1
診療所	医療法人知誠会 岩藤胃腸科・外科・歯科クリニック	086-952-1166	岡山市東区瀬戸町沖343

お問合せ先

岡山県 保健医療部 疾病感染症対策課

岡山市北区内山下 2 - 4 - 6

TEL 0 8 6 - 2 2 6 - 7 3 3 1

FAX 0 8 6 - 2 2 6 - 7 9 5 8

E-mail kantai@pref.okayama.lg.jp

担当：感染症対策班 渡邊



ご清聴ありがとうございました。

